## 宮城県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年1月10日

宮城県監査委員 本 木 忠 一 宮城県監査委員 太 田 稔 郎 宮城県監査委員 石 森 建 二 宮城県監査委員 成 田 由加里

記

- 1 監査委員の報告日 令和元年9月2日
- 2 通知のあった日 令和元年10月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
  - (1) 柴田農林高等学校
  - イ 監査委員の報告の内容

寄附物品において, 受納手続きに不適切なものが認められたので, 今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

PTA,教育振興会及び同窓会からの寄附申込み並びに受納手続き完了前に、県名義で車両登録し、公用車として使用していたもの。

- ・車両 2台
- ロ 措置の内容

寄附受納事務においては、他の諸手続の前に寄附受納の手続きを完了させることを事務 室内で再確認し、再発防止を図ることとした。